

# VIII 巨樹・名木の管理体制の確立

## 1. 保護・管理計画の策定

VIIで述べたような保護対策を樹木に施しても、その後の管理内容が悪ければ樹勢の回復はうまくいきません。そこで、日常、診断治療後も管理責任者と協力して、短期、長期の保護管理計画を策定し、それに基づき管理を実施しましょう。

また、前述した定期観察票や樹勢推移観察票を利用し、身近にいる管理者等による日常的な監視体制をつくり、早期に樹木の異常を発見することが理想です。

管理計画には、短期的な観点から予防的に実施する病害虫の防除、樹木特有の季節に応じた剪定や施肥などの管理行為、また、長期的な観点から数年に一度の土壌改良や支柱の手直し、腐朽部の進行状況や樹体の強度の確認などが含まれます。

◎樹木の管理歴

区分	主な樹種	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
剪定	マツ類 アカマツ クロマツ ゴヨウマツ	古葉もみ上げ 基本剪定					ミドリ摘み					古葉もみ上げ 基本剪定		
	常緑針葉樹 ビャクシン ヒノキ スギ イチイ			基本剪定								軽剪定		
	常緑広葉樹 モクセイ類 クスノキ カシ類		基本剪定					カシ類の基本剪定適期				軽い刈り込み ※この時期強剪定を避ける。		
	落葉広葉樹 ケヤキ サクラ類 カエデ類	基本剪定										基本剪定 ※カエデ類は、なるべく早く行う。		
施肥、土壌改良	施肥		土壌改良				※肥料は、緩効性肥料、有機質肥料を施用する。(肥料過多に注意) ※土壌改良は、肥料分の少ない堆肥の施用が基本。 (治療目的の土壌改良は、専門家に相談すること。)				施肥		土壌改良	
清掃、除草	清掃												除草	
				除草				(刈り払い適期)		除草				
	※過度の清掃除草は、土壌悪化の原因になるので注意する。 (清掃等を徹底する場合、必要に応じて、定期的に土壌改良する。) ※刈り払いは、除草効果が低い、土壌に対する影響は少ない。													

※基本剪定：樹木の基本的な樹形づくりのための剪定。(枝抜き剪定等)

※軽剪定：樹冠の維持や混み合った枝の切除等のための剪定。(刈り込み、若齢枝の切り詰剪定等)

(注) 厳寒期の剪定は、避けることが望ましい。

◎樹木の病害防除暦（短期）

○病 害（発生と防除法）

樹病名	樹種	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
うどんこ病	サクラ類	発生											
	ケヤキ類	防除 (石灰硫黄合剤)		防除 (殺菌剤散布)									
てんぐ巣病	サクラ類	防除 (枝のふくれた部分を含めて病巣を切除) (切断面に殺菌癒合剤を塗布)		病原菌胞子形成									
	モミ類	防除 (病巣の切除)		防除 (中間寄主(ハコベ、ミミナグサ等)の除草)		中間寄主上で胞子形成		羅病枝の針葉上で胞子形成		羅病枝落葉			
さび病	アカマツ クロマツ等	発生											
	サワラ ビャクシン カイヅカイブキ等	防除 (殺菌剤散布)		防除 (中間寄主(ヨコメ、ツリガネニンジシ、ボタンツル等)の除草)		中間寄主上で胞子形成		マツ類へ伝染					
マツ類こぶ病	アカマツ クロマツ等	こぶの部分から胞子を飛ばす ※コナラ類を中間寄主にするので、マツ類に近接して植えない。											
		防除 (殺菌剤散布)		中間寄主上で胞子形成		マツ類へ伝染					防除 (殺菌剤散布)		

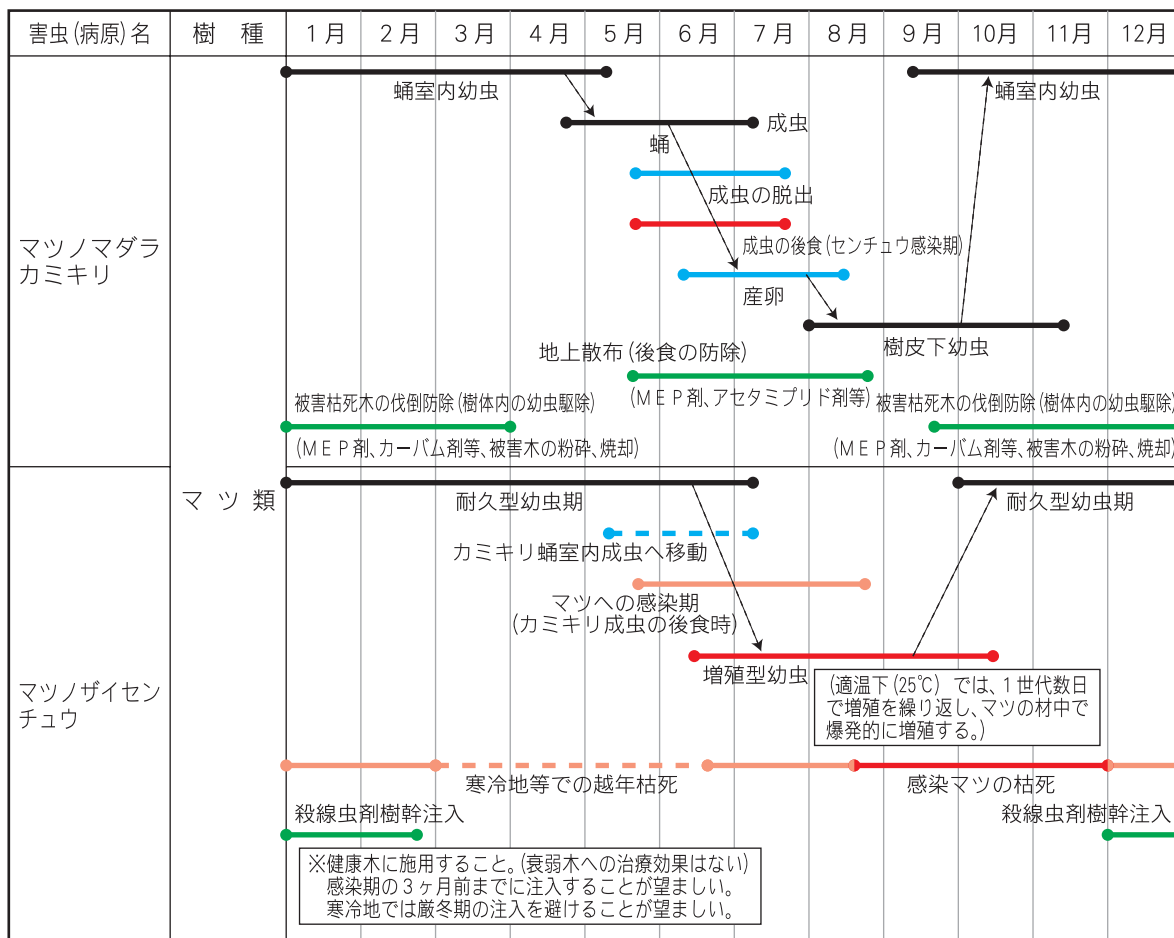
◎樹木の虫害防除暦（短期）

○虫 害（発生と防除法）

害虫名	樹種	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
食性害虫	マツカレハ	幼虫越冬		幼虫(葉食害)			成虫		幼虫(葉食害)		幼虫越冬		
	アメリカシロヒトリ	蛹越冬			成虫		幼虫(葉食害)		成虫		幼虫(葉食害)		蛹越冬
吸汁性害虫	アブラムシ類 (種類により生活環境が異なる。)	卵越冬		幼虫(吸汁) 数回発生			成虫		卵越冬				
	カイガラムシ類 (樹種により加害種が異なる。)	防除 (被害枝の切除、中体のこすり落とし)(マシン油乳剤、石灰硫黄合剤)		成虫越冬		幼虫(吸汁)		蛹越冬					
穿孔性害虫	ゴマダラカマキリ	幼虫越冬			成虫(若枝の食害)		幼虫(材部食害)		卵越冬				
	コウモリガ	卵越冬		幼虫(草本類に移動)		幼虫(材部食害)		成虫		卵越冬			

◎マツクイムシの防除暦（短期）

○マツクイムシ（発生と防除法）





### 3. 巨樹・名木に関する相談

日々の観察や管理から異常を発見した場合や管理計画に基づき保護対策を行う場合、専門家にその対応方法を相談することが大切です。また、巨樹・名木に関わる技術的専門分野は多岐にわたり、天然記念物など法令や規則で行為が規制されているため、法令・規則を所管する関係機関との連携が必要な場合もあります。

巨樹・名木の保護に関わる関係機関を次にあげましたので、ご相談ください。

#### 【管理手法及び保護対策に関する相談先】

##### ●山梨県緑化センター

甲斐市篠原 7 - 1 TEL. 055-276-2020 FAX. 055-276-2095

メールアドレス ryokuka@pref.yamanashi.lg.jp

##### ●山梨県森林総合研究所

南巨摩郡増穂町最勝寺2290-1 TEL. 0556-22-8001 FAX. 0556-22-8002

メールアドレス shinsouken@pref.yamanashi.lg.jp

##### ●日本樹木医会山梨県支部

甲府市北新 2 丁目14番 3 号 TEL/FAX. 055-252-2678

ホームページ <http://www16.ocn.ne.jp/~treedoc/>

メールアドレス yamanashi-treedoc@dance.ocn.ne.jp

#### 【天然記念物に関する相談先】

##### ●山梨県教育庁学術文化財課

甲府市丸の内 1 丁目 6 番 1 号 TEL. 055-237-1111(代)

メールアドレス gakujutu@pref.yamanashi.lg.jp

##### ●もよりの市町村教育委員会

#### 【ふるさとみどりの遺産調査報告書に関する問い合わせ先】

##### ●(社)山梨県林業研究会

甲府市丸の内 1 丁目 5 番 4 号 TEL/FAX. 055-235-4391

(恩賜林記念館内)